第２条第１項第11号の33に掲げる無線設備	ＪＲ
第２条第１項第11号の33の２に掲げる無線設備	ＩＱ
第２条第１項第11号の33の３に掲げる無線設備	ＪＱ
［略］	［略］
第２条第１項第19号の４の３に掲げる無線設備	ＷＶ
［略］	［略］
第２条第１項第54号の５に掲げる無線設備	ＬＲ
第２条第１項第54号の５の２に掲げる無線設備	ＫＱ
第２条第１項第54号の５の３に掲げる無線設備	ＬＱ
第２条第１項第54号の５の４に掲げる無線設備	ＭＱ
第２条第１項第54号の６に掲げる無線設備	ＭＲ
第２条第１項第54号の６の２に掲げる無線設備	ＮＱ
［略］	［略］

［５　略］

第２条第１項第11号の33に掲げる無線設備	ＪＲ
［同左］	［同左］
第２条第１項第19号の４の３に掲げる無線設備	ＷＶ
第２条第１項第19号の５に掲げる無線設備	ＺＷ
第２条第１項第19号の６に掲げる無線設備	ＡＶ
第２条第１項第19号の７に掲げる無線設備	ＢＶ
第２条第１項第19号の８に掲げる無線設備	ＣＶ
第２条第１項第19号の９に掲げる無線設備	ＤＶ
第２条第１項第19号の10に掲げる無線設備	ＥＶ
第２条第１項第19号の11に掲げる無線設備	ＦＶ
［同左］	［同左］
第２条第１項第54号の５に掲げる無線設備	ＬＲ
第２条第１項第54号の６に掲げる無線設備	ＭＲ
［同左］	［同左］

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第五条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 （ふりがな） 住　　所	**様式第１**（第４条第１項、第４条の２第１項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 （ふりがな） 住　　所